

都留市教育支援センター条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 5 号

都留市教育支援センター条例

(設置)

第 1 条 児童及び生徒(以下「児童生徒」という。)に対する教育相談、学習支援等の充実を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、都留市教育支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 都留市教育支援センター

位置 都留市中央三丁目 9 番 3 号

(事業)

第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童生徒及び保護者の教育相談
- (2) 児童生徒の学習支援及び適応指導
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、都留市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業

(適応指導教室)

第 4 条 不登校児童生徒(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成 28 年法律第 105 号)第 2 条第 3 号に規定する不登校児童生徒をいう。以下同じ。)に対して、適切な指導、必要な援助等を行い、不登校児童生徒の在籍校への復帰等を支援するため、センターに適応指導教室を置く。

2 適応指導教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 スマイル教室

位置 都留市田野倉 1331 番地 1

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(都留市教育研修センター条例の廃止)

2 都留市教育研修センター条例(平成 2 年都留市条例第 9 号)は、廃止する。